

愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民間活力の導入による観光産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、愛南町(以下「町」という。)が観光振興等イベントを実施する町内団体等に予算の範囲内で交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内団体 構成員の5人以上が町内に住所を有し、規約、会則、定款等を有する任意の組織(政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を除く。)をいう。
- (2) 町内団体等 町内団体及び町内に事務所を有する法人をいう。
- (3) 観光振興等イベント 交流人口の拡大及び来町者の滞在を促進することを目的とし、町の観光産業又は物産販売の振興に寄与するイベントをいう。
- (4) 審査委員会 愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成22年愛南町条例第3号)別表1 町長の附属機関の表に規定する愛南町観光振興等イベント審査委員会をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内団体等であって、町が指定する期間内に町内で観光振興等イベント(以下「イベント」という。)を主催しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町内団体等の構成員のうちイベントの実施に関わる者に次の各号のいずれかに該当する者がいる場合は、当該町内団体等を補助金の交付対象者とししないものとする。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者

(補助金の交付対象となるイベント)

第4条 補助金の交付対象となるイベントは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 総支出経費が10万円以上であること。
- (2) 将来にわたって継続的なイベントの実施を目指すものであること。
- (3) 収益性のみを追求するものではなく、イベントの実施を通じて地域の活性化を図るものであること。
- (4) 愛媛県が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき事業者に新型コロナウイルス感染症対策の実施に関し必要な協力の要請をした場合、同要請に従って新型コロナウイルス感染症対策を講ずること。
- (5) 町の他の補助金等で助成していないこと。

(補助金の交付対象経費等)

第5条 補助金の交付対象経費及び交付要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付対象外経費)

第6条 補助金の交付対象外経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文に規定する消費税を納める義務を免除される事業者及び同法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けた事業者以外の者から補助金の交付申請があった場合、補助金の交付対象経費のうち消費税及び地方消費税の額
 - (2) 補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けずに支払いを行った補助金の交付対象経費
 - (3) 町内団体等の構成員に係る人件費
 - (4) 交際費
 - (5) 備品購入費
- (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助金の交付対象経費の合計額から次に掲げる収入を差し引いた額の全額とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) イベントの参加者から得た参加料等の収入(イベントへの出店等に係る手数料及び運営協力金を除く。)
- (2) 国、他の地方公共団体等による補助金等

2 前項の規定にかかわらず、第11条第2項の規定による補助イベントの変更の決定に係る補助金の額は、第10条第3項に規定する交付決定の額の2割を加えた額を超えないものとする。

(事前審査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次条に規定する補助金の交付申請に係る書類により、事前に愛南町商工観光課による申請内容の審査を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、町が指定する期日までに愛南町観光振興等イベント補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) イベント運営者全員の名簿
- (2) 団体等の規約、会則、定款等の写し
- (3) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
- (6) 企画提案書(任意様式)

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、審査委員会に諮った上で、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、愛南町観光振興等イベント補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書(様式第4号)により、当該交付決定等に係る申請を行った者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による交付決定及び次条第2項の規定による補助イベントの変更等に係る通知の際、必要な条件を付することができる。

(補助イベントの変更等)

第11条 交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第9条の規定により提出した書類の内容の変更をしようとするとき、又は交付決定を受けたイベント(以下「補助

イベント」という。)を中止しようとするときは、愛南町観光振興等イベント補助金(変更・中止)申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 収支変更予算書(様式第6号)

(2) 補助イベントの変更又は中止に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助イベントの変更又は中止の内容が分かる書類

2 町長は、前項の規定による補助イベントの変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査の上変更又は中止の適否を決定し、愛南町観光振興等イベント補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助イベントが完了したときは、町が指定する期日までに、愛南町観光振興等イベント補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類

(3) 補助イベントの実施状況が分かる写真

(4) 愛南町観光振興等イベント補助金(概算・精算)払請求書(様式第9号)

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、その報告に係る補助イベントの実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 補助対象者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、愛南町観光振興等イベント補助金(概算・精算)払請求書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の概算払は、第10条第2項の規定による交付決定の額の7割の額を超えないものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助対象者が、町長の承認を受けずに事業の内容を変更し、又は中止したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 町長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。

(2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第5条関係)

	交付対象経費	交付要件
1	賃金	イベント当日に臨時的に雇用するスタッフの経費のみとする。
2	謝礼	イベントの総支出経費の20%以下とする。
3	旅費	愛南町職員の旅費に関する条例(平成16年愛南町条例第53号)の規定に準じて算定するものとする。
4	消耗品	
5	燃料費	
6	食料費	イベント当日の参加者(イベント運営者を除く。)の飲食代のみとする。
7	印刷製本費	販売促進のみを目的としたパンフレット等の作製費用は除く。
8	光熱水費	町内団体等の運営に係るものは除く。
9	通信運搬費	町内団体等の運営に係るものは除く。
10	広告宣伝費	イベントの総支出経費の20%以下とし、販売促進のみを目的としたものは除く。
11	手数料	
12	保険料	町内団体等の運営に係るものは除く。
13	委託料	イベントの総支出経費の30%以下とする。
14	使用料及び賃借料	町内団体等の運営に係るものは除く。
15	工事請負費	
16	その他町長が特に必要と認める経費	審査委員会に諮って決定する。

様式第1号(第9条関係)

愛南町観光振興等イベント補助金交付申請書

愛南町長 様

観光振興等イベントを実施したいので、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付を申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	団体等の所在地	〒 _____
(2)	団体等の名称	
(3)	代表者の役職及び氏名	(印)
(4)	電話番号	

2 観光振興等イベントの概要

(1)	名称	
(2)	目的	
(3)	内容	
(4)	実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
(5)	参加予定人数	人
(6)	実施回数	新規 ・ 回目
(7)	イベントの効果 (見込み)	

3 交付申請額

金 _____ 円(1,000円未満切捨て)

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

<input type="checkbox"/>	イベント運営者全員の名簿
<input type="checkbox"/>	団体等の規約、会則、定款等の写し
<input type="checkbox"/>	誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号。イベント運営者全員分)
<input type="checkbox"/>	収支予算書(様式第3号)
<input type="checkbox"/>	見積書の写し等(支出予定経費の明細が分かる書類)
<input type="checkbox"/>	企画提案書(任意様式)

誓約書兼町税等の滞納調査同意書

年 月 日

愛南町長 様

団体の所在地
申請者 団体名
氏名(代表者・スタッフ)

㊟

私は、観光振興等イベント補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

また、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

- 1 観光振興等イベントの趣旨を理解し、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱その他の関連法令等の規定に従い、責任を持って提案したイベントを遂行します。
- 2 万が一虚偽等が判明した場合は、愛南町が行う補助金の交付決定の取消し、補助金の返還命令等に従い、異議を申し立てません。
- 3 愛南町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員に該当しません。
- 4 観光振興等イベントの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底及び取組に努めます。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

収支予算書

1 収入の部

費目	内容	予算額(円)	積算式
計			

備考

- 1 費目の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予算額(円)	積算式
計			

備考

- 1 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱別表の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第 4 号(第10条、第11条関係)

愛南町観光振興等イベント補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった観光振興等イベント補助金の(交付・不採択・変更・中止)を次のとおり決定したので、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱(第10条・第11条)第2項の規定により通知します。

1 (交付・変更)決定額	円
2 交付条件及び指示	(1) この補助金は、この補助イベントの目的以外に使用してはなりません。 (2) 町が指定する期日までに実績報告書を提出してください。 (3) この補助イベントについては、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (4) 愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (5) (4)により取り消した場合において、補助イベントの当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
3 不採択の場合、その理由	
4 中止の場合、その承認理由	

様式 5 号(第11条関係)

愛南町観光振興等イベント補助金(変更・中止)申請書

愛南町長 様

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光振興等イベントについて(変更・中止)したいので、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱第11条第1項の規定により(変更・中止)を申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	団体等の所在地	〒 _____
(2)	団体等の名称	
(3)	代表者の役職及び氏名	⑩
(4)	電話番号	

2 観光振興等イベントの(変更・中止)

(1)	(変更・中止)したイベントの名称	
(2)	(変更・中止)した内容	
(3)	(変更・中止)した理由	

3 補助金額の変更

当初の交付決定額	(変更・中止)後の額	(増額・減額)の内容
円	円	

※1,000円未満切捨て。当初の交付決定額の2割を超える増額は不可

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

<input type="checkbox"/>	収支変更予算書(様式第6号)
<input type="checkbox"/>	見積書の写し等((変更・中止)に係る支出予定経費の明細が分かる書類)
<input type="checkbox"/>	上記のほか、(変更・中止)の内容が分かる書類(任意)

収支変更予算書

1 収入の部

費目	内容	予算額(円)		積算式
		当初	変更	
計				

備考

- 1 費目の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予算額(円)		積算式
		当初	変更	
計				

備考

- 1 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱別表の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第7号(第12条関係)

愛南町観光振興等イベント補助金実績報告書

愛南町長 様

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光振興等イベントについて完了したので、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱第12条の規定によりその実績を報告します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	団体等の所在地	〒 _____
(2)	団体等の名称	
(3)	代表者の役職及び氏名	⑩
(4)	電話番号	

2 観光振興等イベントの実績

(1)	名称	
(2)	目的	
(3)	内容	
(4)	実施期間	年 月 日～ 年 月 日
(5)	参加人数	人
(6)	イベントの効果	

3 補助金額

当初の交付決定額	(変更・中止)後の額	既に交付を受けた額
円	円	円

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

<input type="checkbox"/>	収支決算書(様式第8号)
<input type="checkbox"/>	領収書の写し等(支出経費の明細が分かる書類)
<input type="checkbox"/>	イベントの実施状況・効果が分かる書類(写真を含む。任意様式)
<input type="checkbox"/>	愛南町観光振興等イベント補助金(概算・精算)払請求書(様式第9号)

収支決算書

1 収入の部

費目	内容	決算額(円)	予算額(円)	積算式
計				

備考

- 1 費目の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	決算額(円)	予算額(円)	積算式
計				

備考

- 1 消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町観光振興等イベント補助金交付要綱別表の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第9号(第14条関係)

愛南町観光振興等イベント補助金(概算・精算)払請求書

¥ _____
 ただし、 年度分

当初交付決定額	¥ _____
(変更・中止)に係る交付決定額	¥ _____
前回までの交付済額	¥ _____
今回請求額	¥ _____

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

団体等の所在地
 団体等の名称
 代表者の役職及び氏名
 電話番号

Ⓜ

振込先 金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	
口座名義人 (フリガナ)			